

事業者排出量削減計画書（新規）変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	東京都港区港南1-9-1 品川TWINSAネックスビル					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役社長 杉本 迪雄					
事業者の主たる業種	情報通信サービス業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 20年 4月 ～ 平成 23年 3月					
基本方針	平成19年度を基準に、エネルギー消費効率の運用改善（照明器具・空調設備）、CO ₂ 排出量の削減を目指す。					
推進体制	社長を対策事業最高責任者とし、エネルギー管理士、対策推進責任者、推進員の体制を設置し、エネルギー管理士指導の下、実施計画策定、目標に向けた進捗管理を行う。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日	平成14年取得				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20	省エネ型照明器具更改	省エネ型照明器具を導入し、照明消費電力の削減を図る。（16,624kwh削減）			
	21	中規模な設備更改・変更	換気ファンモーターの回転数制御（34,292kwh削減）			
温室効果ガスの排出量等	22	大規模な設備・変更	高効率空調機MACSVを導入（141,493kwh削減）			
	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	3,291 t	3,133 t	-4.8 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
排出合計	*1 3,291 t	*2 3,133 t	-4.8 %			
目標設定の考え方	基本方針に基づく、CO ₂ 排出量の削減を図る為。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	京都西九条ビル	二酸化炭素換算(t) 専有延べ床面積(m ²)	0.00487	0.00485	-0.4 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位の指標は、機械室・事務室の専有延べ床面積。計画数値設定は、今後当ビルのDC化による需要面積の増加を想定し、CO ₂ 排出量を算出。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t		
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 3,291 t	*2 3,133 t	-4.8 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	機械室利用計画による使用電力量の増減発生予定を含め算出。 ①今後、システム誘致により機械室を3年間で351m ² 増と電力量（4651.5kwh）を計画 ②20年度末にてシステム撤去による電力量（5010.4kwh）と面積（490m ² ）減予定					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、「工場、事務所などの用途を記入してください。」「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。